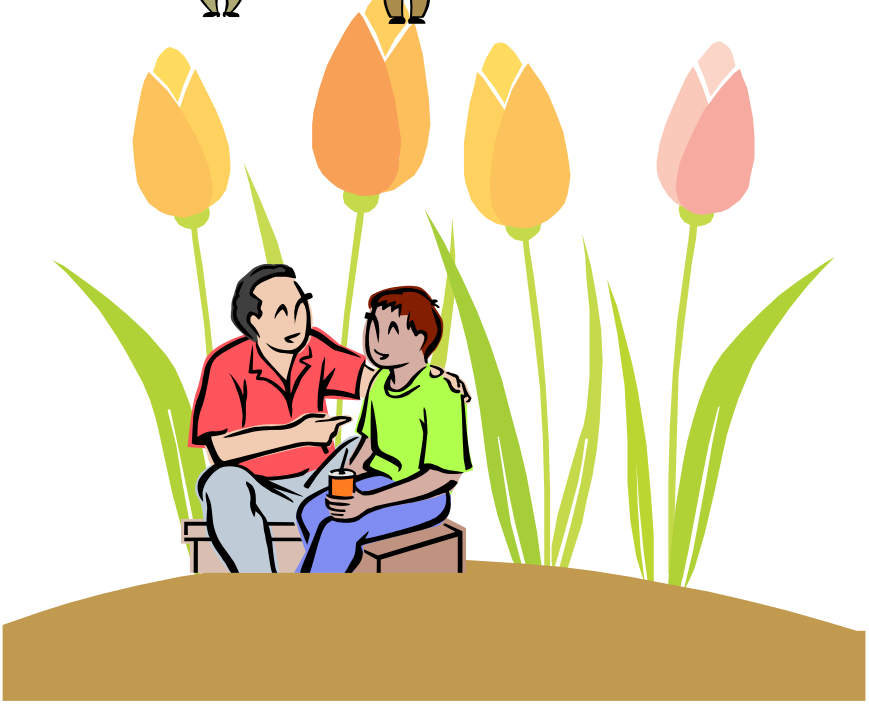
学校いじめ防止基本方針









南アルプス市立白根百田小学校

「学校いじめ防止基本方針」＜白根百田小学校＞

１．いじめ問題に対する基本的な考え方

２．いじめ対策の組織

３．未然防止の取組

４．早期発見の取組

５．いじめへの対処

６．重大事態への対応

７．いじめ防止指導計画

８．その他

１．いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国、南アルプス市いじめ防止基本方針（平成 30 年 10 月改定）に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。その後、「生徒指導提要」の改訂（令和 4 年 12 月）をはじめ、警察との連携や重大事態への対応など、いじめ対策に関する国のガイドラインや基本方針が見直された。 これを受け、本校でも組織的な対応体制を見直し、関係機関との連携や迅速な対応手順などを整理して、方針の再改定を行った。（令和 8 年 8 月改定）

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第２条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ委員会活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

例えば、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

２　いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。加えて、いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

（１）いじめは、人間として決して許されない行為である。
「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という毅然とした態度を徹底する。
「いじめは子供の成長にとって必要な場合もある」という考えは認められない。

（２）いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

（３）いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

（４）いじめは、様々な態様がある。

（５）いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

（６）いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

（７）いじめは、解消後も注視が必要である。

（８）いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

（９）いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

（１０）いじめは、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背後にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

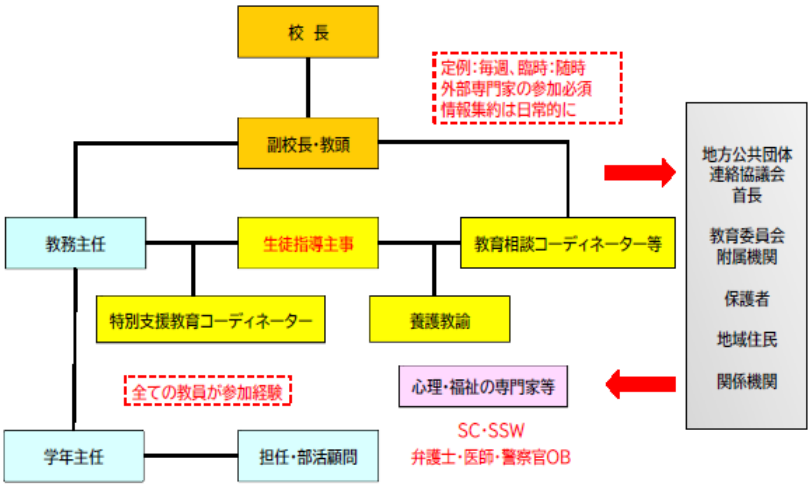
２．いじめ対策の組織

法２２条を受け、「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、定例（毎週終礼後）で全教職員による**「生徒指導委員会」**を開催する。ここでは、情報の集約を日常化し、特定の教職員で抱え込むことのないよう（法 23 条）、情報の共有化を図る。また、学期末の「生徒指導委員会」においては、「いじめアンケート」をもとに、教職員全員で情報交換や共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

また、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

１　「いじめ対策委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭、学校が必要と判断した場合は関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、市福祉課、児童相談所、市教委、中北教育事務所、主任児童委員、民生児童委員、警察等）



2 「いじめ対策委員会」の役割

【未然防止に関する役割】

＊いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

＊学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

＊全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

【早期発見・事案対処に関する役割】

＊いじめの相談・通報の窓口となる。

＊いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

＊いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

＊いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、ケース会議を開催し、組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組に関する役割】

＊学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

＊学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

＊学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む。)

＊いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体となる。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が用意に認識される取組（例えば、全校集会の際

にいじめ対策組織の教職員が児童の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにしていく必要がある。

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全てを当該組織に報告・相談する。（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

３．未然防止の取組

いじめの未然防止教育においては、「児童がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるためにどう働きかけるのか」、「いじめを生まない環境づくりをどう進めるのか」ということが問われる。その問いに答えるためには、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行うことが大切である。

１ いじめる心理から考える未然防止教育の取組

いじめる心理を考えるとき、加害者の背景にいじめ人格というような固定的なものがある訳ではなく、おそらく一人の子供の心の中で善と悪との葛藤が生じ、時に悪の衝動が勝っていじめを行ってしまうことになると捉えることができる。そのため、頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要である。

学校においては、道徳科や学級活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意することが求められる。児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが、いじめの未然防止教育として重要となる。

また、いじめの衝動を発生させる原因としては、

① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
③ ねたみや嫉妬感情
④ 遊び感覚やふざけ意識
⑤ 金銭などを得たいという意識

⑥ 被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。

いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくないと思われる。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」、「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要になる。児童自身が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うことも未然防止教育として重要となる。

２ いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではない。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立つ。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかがポイントになる。

日本のいじめの多くが同じ学級の児童の間で発生することを考えると、学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させることが重要である。

特に、児童の中には、他者の評価を行動基準としたり、他者の視線を気にしたりするタイプが多く、周囲に過剰に同調する傾向が見られる。そこに被害回避感情が重なると、「仲裁者」や「相談者」になることはますます難しくなる。学級・ホームルーム担任が信頼される存在として児童の前に立つことによって初めて、児童の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能になる。加えて、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行うことも重要である。

３ いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

倫理や道徳、人間関係のモラルという観点から未然防止教育を進めることの重要性は言うまでもない。しかし、改めて、児童が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要である。そのような視点から、発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付けることも、未然防止教育として重要である。

４．早期発見の取組

１ いじめに気付くための組織的な取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関

係を構築することに努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。そのためには、児童の表情や学級での雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められる。

さらに、最近では、SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えている。主ないじめ発見のルートとしては、

- アンケート調査
- 本人からの訴え
- 当該保護者からの訴え
- 担任による発見

などが挙げられる。

アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている児童が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫が必要である。なお、アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する。）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応することが肝要である。さらに、児童に安心感を与えるこまめな校内の見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動なども大切となる。

また、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることも重要となる。学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見が可能になる。

早期発見のための手立て

①アンケート調査（学期末）
②学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳
③Q-U の実施と考察
④個人面談（児童対象）
⑤個別懇談（保護者対象）
⑥日々の観察（休み時間や放課後の雑談の中での様子等）
⑦保健室の様子
⑧本人からの相談
⑨周りの友達からの相談
⑩保護者からの相談
⑪地域の方からの情報



５．いじめへの対処

１　基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

２　いじめの発見・通報を受けた時の対応

＊遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。

＊児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

＊発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

＊いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

＊学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求めなければならない。

児童から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が速やかに具体的な行動をとらなければ、児童は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該事情を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

警察に相談・通報すべきいじめの事例は、以下のものがある。

○暴行（刑法第 208 条）
・ゲームや悪ふざけと称して，繰り返し殴ったり蹴ったりする。
・無理やりズボンを脱がす。
○傷害（刑法第 204 条）
・感情を抑えきれずに，ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
○強制わいせつ（刑法第 176 条）
・断れば危害を加えると脅し，性器や胸・お尻を触る。
○恐喝（刑法第 249 条）
・断れば危害を加えると脅し，現金を巻き上げる。　・オンラインゲームのアイテムを購入させる。
○窃盗（刑法第 235 条）
・鞄や体操服，教科書等の所持品を盗む。　・財布から現金を盗む。
○器物損壊等（刑法第 261 条）
・自転車を壊す。　・制服をカッターで切り裂く。
○強要（刑法第 223 条）
・度胸試しやゲームと称して，無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
○脅迫（刑法第 222 条）
・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
○名誉棄損，侮辱（刑法 230 条，231 条）
・特定の人物を誹謗中傷するため，インターネット上に実名をあげて，身体的特徴を指摘し，気持ち悪い，不細工などと悪口を書く。
○自殺関与（刑法 202 条）
・同級生に対して「死ね」と言い，その同級生が自殺を決意して自殺した。
○児童ポルノ提供等
（児童買春，児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）
・同級生に対して，スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し，自己のスマートフォンに送らせる。
・同級生の裸の写真・動画を友達に送信して提供する。
○私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）
（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第３条）
・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

事案が発生してから警察との連携を伝えると、保護者との間に不必要な摩擦が生じることがある。平時から方針を伝えておくことで、いざという時の迅速な連携への理解を得やすくし、学校の毅然とした姿勢を示すことができる。年度当初の全校集会や保護者会などの機会に、この方針について**必ず直接説明を行う**ことが必要である。

３　いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、実態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、児童の安全を確保する。あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

４　いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

５　いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成させるものである。

６　インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分理解させるために、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても、これらについての理解を求めていく。

７　いじめに対する措置

いじめが「解消」したと判断するためには、少なくとも、①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）②被害者が心身の苦痛を感じていないことの 2 要件が満たされている必要がある。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にか

かわらず、長期の期間を設定するものとする。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、いじめが再発する可能性が十分にある得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

６．重大事態への対応

１　重大事態の定義

法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第２号）とされている。

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態といい、この段階から対応を開始しなければならない。

２　調査を要する重大事態

法 28 条及び「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 26 年３月、採取改定平成 30 年９月、令和６年１１月改訂）「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年３月、令和６年８月改訂）文部科学省」では、以下のようないじめ問題が認められたとき、これを重大事態としている。

① いじめにより生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。

③ 児童・保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

児童生徒・保護者からの申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、申し立て時点で、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（自傷行為、不登校、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、まず児童の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

３　報告及び調査の主体について

このような重大事態が認められるときは、学校は、学校の設置者へ報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

【教育委員会が調査の主体となる場合】

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合である。

【学校が調査主体となる場合】

学校の設置者は、学校に対して、必要な指導及び人的配置も含めた適切な支援を行う。

４　調査を行うための組織について

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織または教育委員会が設置した付属機関において調査を行う。ただし、構成員の中に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接な人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合は、新たに適切な専門家を加えるなど、公平・中立を確保する。

５　事実関係を明確にするための調査

事実関係を明確にするための調査の実施、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）から・誰によって行われ・どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、予想や噂・主観的な感情などを排除し、客観的な事実関係を速やかに調査することに主眼を置く。

また、学校の設置者・学校自身にとって不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は学校の設置者及び附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

＊いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者に被害が及ばないように留意する。

＊調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を抑制する。

＊いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

＊これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者から積極的な指導・支援を得るとともに、関係機関ともより適切に連携を図る。

② いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合（入院や死亡など）

＊当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議

し、調査に着手する。

＊調査は、原則在籍児童や教職員等に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

③ いじめられた児童が死亡した場合（自殺の背景調査における留意事項）

＊その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。

＊遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望･意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

＊在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

＊遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意をしておく。

＊調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有する者でない者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

＊できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的、かつ総合的に分析評価を行うよう努める。

＊学校が調査を行う場合においては学校の設置者に情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

＊情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階での情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別な注意が必要であることを確認する。WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

④ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要である。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

６　調査結果の提供及び報告

① 調査結果を適切に提供する責任

学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の

必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童や保護者に対して適時・適切な方法で経過報告をすることが望ましい。これらの情報の提供にあたっては、学校の設置者又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果の報告については、当該地方公共団体の長に報告をする。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

7　その他

① 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

② 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③ 校務の効率化

児童と向き合う時間を確保する。

④ 学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

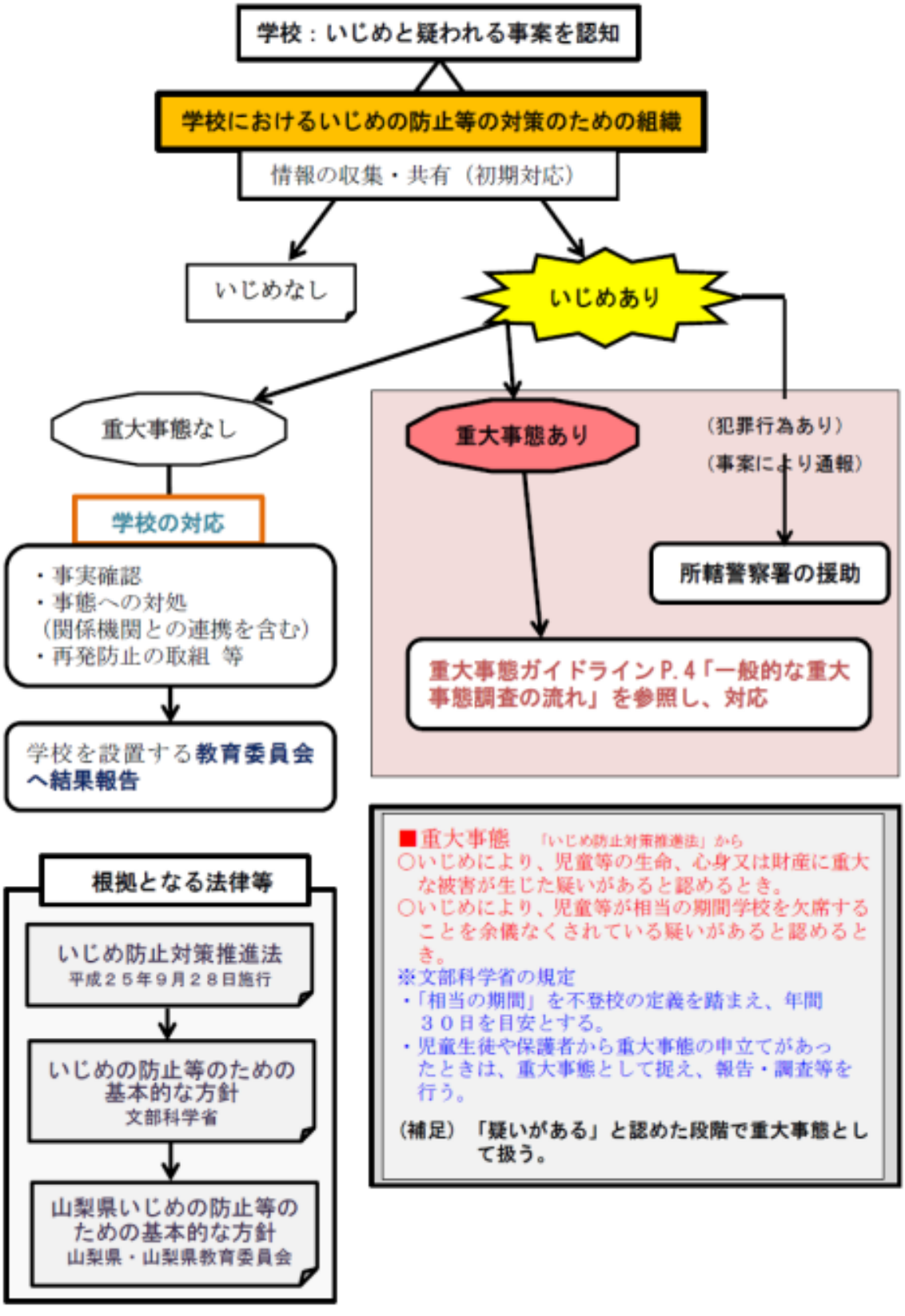
⑤ 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑥ いじめの解消

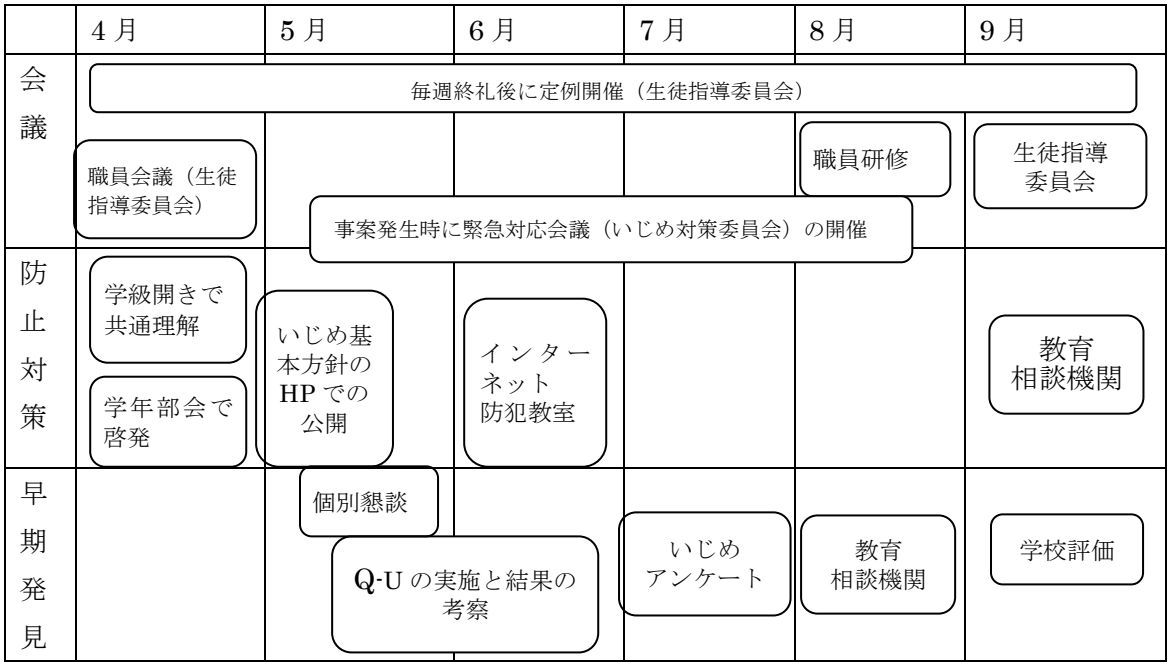
いじめが『解消している』状態とは、被害者が心身の苦痛を感じていないこと、いじめに係る行為が止んでいる（継続期間は３か月が目安）ことの２つの条件が満たされているものをいう。

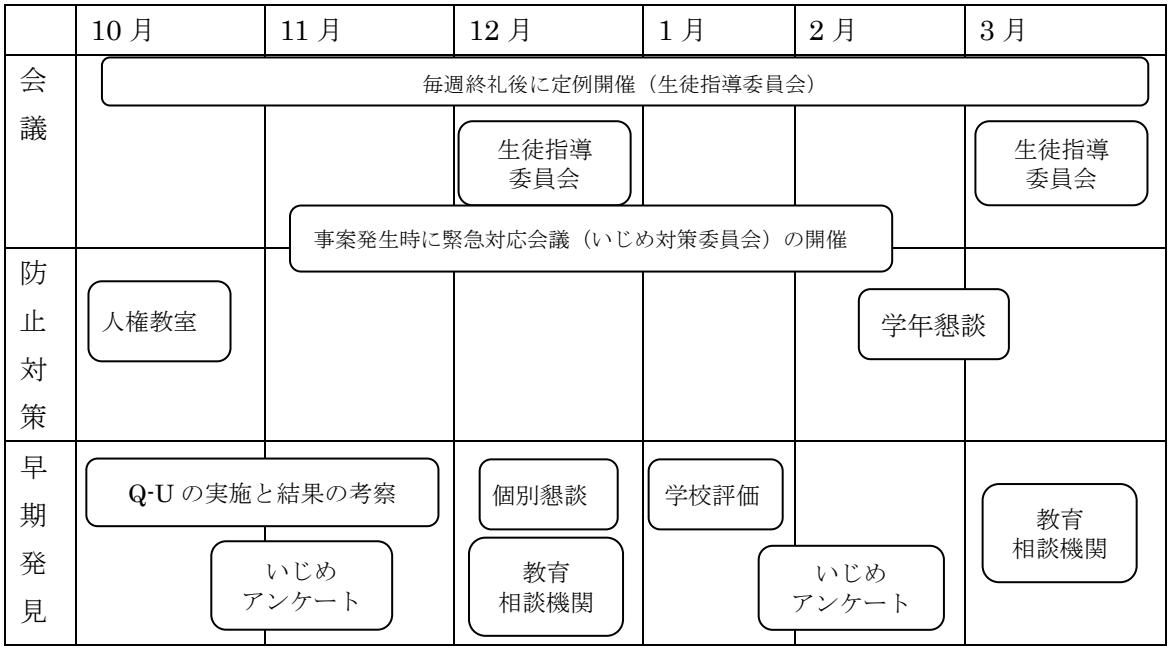
いじめ防止対策推進法に規定されるいじめ事案への対応



7．いじめ防止指導計画

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。





4月の職員会議で、「学校いじめ防止基本方針」を確認しつつ、前年度からの引継ぎを確実に行う。また，毎週終礼後に教職員全員による定例の「生徒指導委員会」を行う。

1～3学期末にいじめアンケートを実施し、結果を受けて（9月、12月、3月）に教職員全員による「生徒指導委員会」において、職員間の共通理解を図る。

（参考）いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、「重大事態ガイドライン」により適切に対応する。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）」
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf

（1）重大事態ガイドラインの構成

第 1章　重大事態調査の概要及び調査の目的
第 2章　いじめ重大事態に対する平時からの備え
第 3章　学校の設置者及び学校の基本的姿勢
第 4章　重大事態を把握する端緒
第 5章　重大事態発生時の対応
第 6章　調査組織の設置
第 7章　対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明
第 8章　重大事態調査の進め方
第 9章　調査結果の説明・公表
第 10章　重大事態調査の対応における個人情報保護
第 11章　調査結果を踏まえた対応
第 12章　地方公共団体の長等による再調査
【別添資料１】いじめ（いじめの疑いを含む。）により、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例
【別添資料２】いじめ重大事態に係る申立様式
≪参考≫法・基本方針の関連する規定

（2）留意事項

① 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。各教育委員会においては、重大事態ガイドラインや添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに、年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努めること。

② チェックリストの活用について

各学校においては、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、重大事態ガイドライン別添３のチェックリスト（右記 QR コード参照）を、実情に応じて編集のうえ活用すること。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_4.docx